

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (1) 建物の改修整備費

○ 対象となる経費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するためには必要な改修費用

○ 対象となる建物

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

○ 標準単価

1 m²当たり単価：（鉄筋コンクリート） 200,900円
（ブロック） 175,100円

<具体例>

- ・ 地域医療構想調整会議で合意のうえ、A病棟及びB病棟を削減。不要となる建物1棟を教育研修棟に改修。
- ・ 地域医療構想調整会議で合意のうえ、C病棟を削減。建物のワンフロアが不要となるため、職員休憩室に改修。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

○ 対象となる経費

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

○ 対象となる建物及び医療機器

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

※ 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。
建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

○ 対象となる勘定科目

・ 固定資産除却損

固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用

・ 固定資産廃棄損

固定資産を廃棄した場合の撤去費用

※ 帳簿価額がある場合は固定資産除却損を計上するのが一般的であるが、法人によつては、帳簿価額がある場合であっても、撤去費用を固定資産廃棄損として計上することがある。

・ 固定資産売却損

固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

○ 固定資産売却損の注意事項

「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用する場合を除く。」）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者は、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

医療法施行規則第32条の6（抜粋）
第三十二条の六 法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係（は、第一号に掲げる者が当該医療法人と第二号に掲げる取引を行う場合における当該関係とする。
一 イ 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族をいう。口及びハにおいて同じ。）
　　ロ 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
　　ハ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会若しくは社員総会又は評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている法人
二 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会又は評議員会又は理监事会の議決権の過半数を占めている場合における当該他の法人
　　ホ ハの法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会若しくは社員総会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている場合における他の法人

1. 地域医療構想の達成(に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

具体例① 建物・医療機器（帳簿価額あり）を解体・廃棄する場合

【事例】

- 建物を4億円で取得し、うち3億円(は減価償却済み)。
- 当該建物の解体撤去費用に1億円を要する。
- この場合、特別損失として計上する固定資産除却損
除却損2億円を基金で補助。

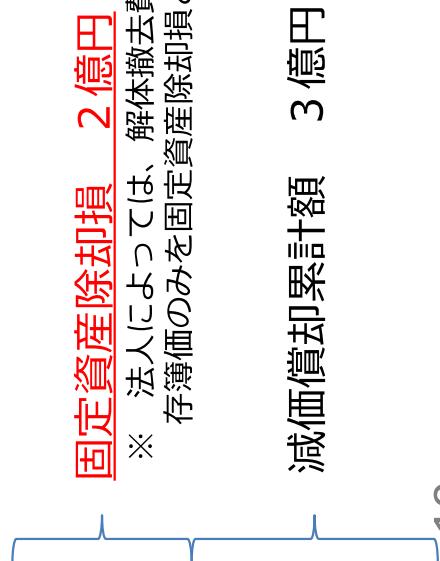
【仕訳】

	借方	貸方
減価償却累計額	3億円	建物 4億円
<u>固定資産除却損</u>	<u>2億円</u>	現預金 1億円

【イメージ】

(建物取得時)

(解体撤去時の会計処理)



※ 法人によつては、解体撤去費を固定資産廃棄損として、残存簿価のみを固定資産除却損として計上することがある。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

具体例② 建物・医療機器（帳簿価額なし）を解体・廃棄する場合

【事例】

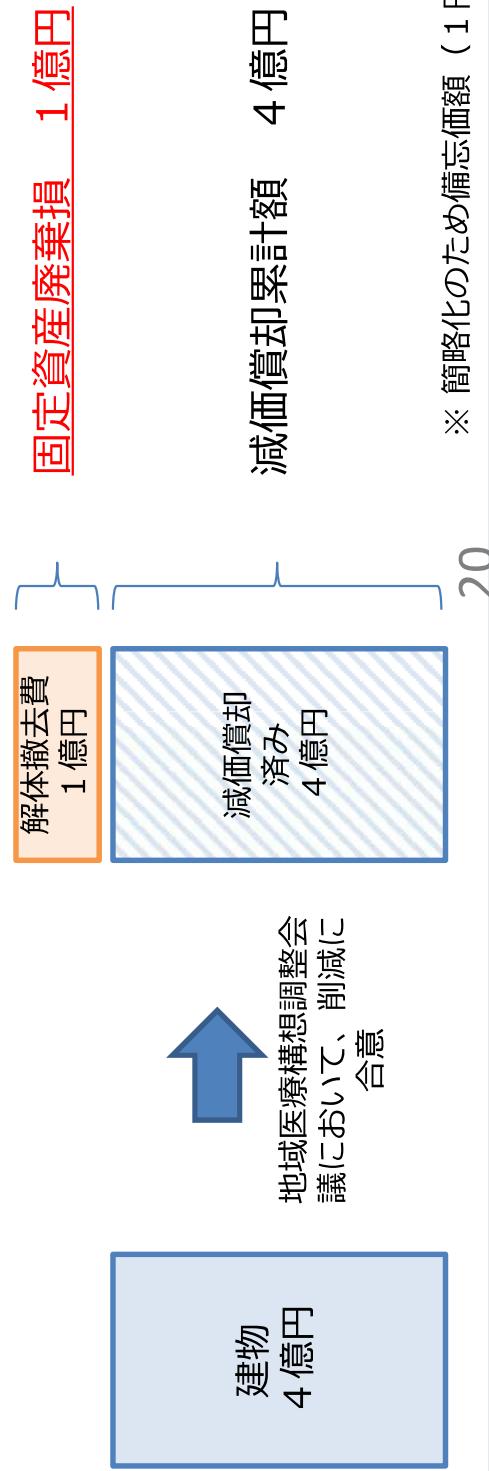
- 建物を4億円で取得し、全額減価償却済み。
- 当該建物の解体撤去費用に1億円を要する。
- この場合、特別損失として計上する固定資産廃棄損 1億円を基金で補助。

【仕訳】

借方		貸方	
減価償却累計額	4億円	建物	4億円
固定資産廃棄損	1億円	現預金	1億円

【イメージ】

(建物取得時)
(解体撤去時の会計処理)



※ 簡略化のため備忘額（1円）は無視するものとする。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

具体例③ 建物（帳簿価額あり）を有姿除却する場合

【事例】

- 建物を4億円で取得し、うち3億円(は減価償却済み)。
- 当該建物の解体撤去費用に1億円を要するが、解体撤去は数年後の予定。
- この場合、特別損失として計上する固定資産除却損1億円を基金で補助。また、解体撤去時に特別損失として計上する固定資産廃棄損1億円を基金で補助。

※法人税法上、有姿除却として認められる場合に限る。

【仕訳】

(有姿除却時)

借方	貸方
減価償却累計額	3億円
固定資産除却損	1億円
借方	貸方
固定資産廃棄損	1億円
現預金	1億円

(解体撤去時の会計処理)

解体撤去費 1億円	固定資産廃棄損 1億円
--------------	------------------------

【イメージ】

(建物取得時)



1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

具体例④ 建物・医療機器（帳簿価額あり）を売却する場合

【事例】

- 建物を4億円で取得し、うち2億円(は減価償却済み)。
- 当該建物を売却したところ、1億円の収入があった。
- この場合、特別損失として計上する**固定資産売却損 1億円を基金で補助。**

【仕訳】

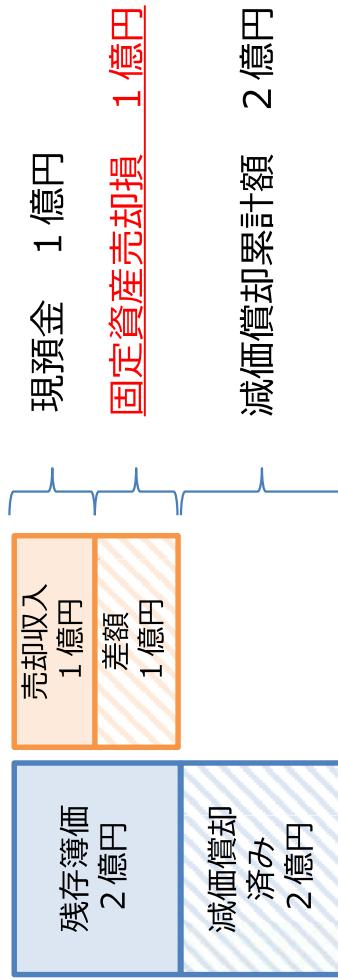
	借方	貸方
現預金	1億円	建物 4億円
減価償却累計額	2億円	
固定資産売却損	1億円	

【イメージ】

(建物取得時)



(売却時の会計処理)



1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

基金の対象とならない例① 減損損失

【事例】

- 建物を4億円で取得し、うち2億円(は減価償却)済み。
- 当該建物のワンフロアを開鎖したことにより、当該建物の収益性が低下し、投資額の回収見込みが立たなくなつたため、帳簿価額（2億円）を回収可能価額（1億円）まで減額。
- この場合、減損損失として1億円を計上。

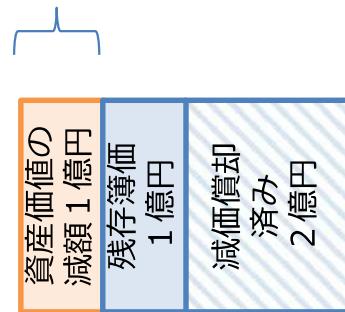
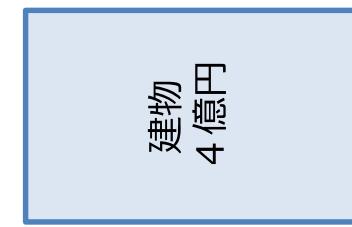
【仕訳】

借方	貸方
減損損失	1億円

※法人によっては、「建物」を計上することがある。

【イメージ】

(建物取得時)



〔減損損失の会計処理〕

⇒ 減損会計が適切であるか確認するところが困難であり、また、減損後の建物・医療機器を引き続き使用することが可能であるため、基金の対象としない。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

基金の対象とならない例② 医療機器（帳簿価額あり）の有姿除却

【事例】

- 医療機器を4億円で取得し、うち3億円は減価償却済み。
- 当該医療機器の廃棄費用に1億円を要するが、廃棄は数年後の予定。
- この場合、特別損失として固定資産除却損1億円を計上。また、廃棄時に特別損失として固定資産廃棄損1億円を計上。

【仕訳】

(有姿除却時)	借方	貸方
減価償却累計額	3億円	医療機器
固定資産除却損	1億円	
(廃棄時)		

【イメージ】 (医療機器取得時)

(廃棄時の会計処理)

廃棄費用 1億円	固定資産廃棄損 1億円
	除却済み 4億円

⇒ 医療機器は比較的容易に廃棄できため、医療機器の有姿除却は基金の対象としない。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (3) 人件費

○ 対象となる経費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

○ 対象となる職員

地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員

○ 上限額

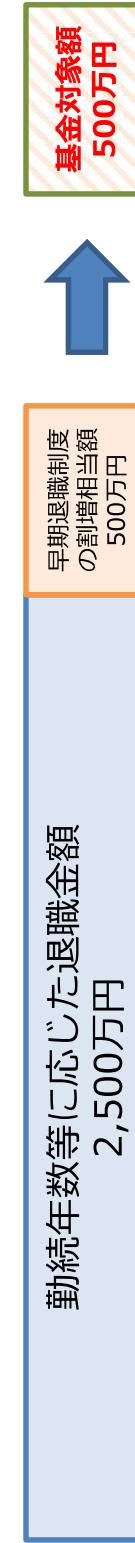
6,000千円

【事業のイメージ】

① 割増相当額が上限額を超える場合



② 割増相当額が上限額を超えない場合



1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (3) 人件費

【参考】早期退職制度

民間企業における早期退職制度を法的に定めたものではなく、民間企業においては、就業規則等で独自に早期退職制度を定めている。

なお、国家公務員においては、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、45歳以上（定年が60歳の場合）の職員を対象に、透明性の確保された早期退職募集制度を創設し、平成25年11月1日から本制度に基づく退職が可能となっている。

【早期退職手当額の計算方法（国家公務員の場合）】

定年前15年以内に勤続期間20年以上の職員（定年前6月以内の者を除く。）が応募認定・公務上死亡・傷病等により退職した場合、定年までの残年数1年ににつき退職日の俸給月額を3%（最大45%）割増して基本額を算定

- ・退職日俸給月額 × $(1 + 3\% \times \text{定年までの残年数}) \times \text{支給率} (\text{勤続年数} \cdot \text{退職理由別}) \times \text{調整率} + \text{調整額}$

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用

○ 対象となる経費

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうために、地域医療構想調整会議が主催するセミナー、会議等の開催に必要な経費

- ※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関とが、地域医療構想の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資力が行われる必要がある。

【具体的な対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等

